

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (医務業務課) 1

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第39号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出は、別記第7号様式の2のオンライン診療受診施設設置届によってしなければならない。

第8条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条の次に次の1項を加える。

2 政令第4条第4項の規定による法第8条第2項の規定により届け出た事項の変更の届出は、別記第7号様式の3のオンライン診療受診施設変更届によってしなければならない。第10条に次の2項を加える。

2 法第8条の2第2項の規定によるオンライン診療受診施設の休止又は休止したオンライン診療受診施設の再開の届出は、別記第9号様式の2のオンライン診療受診施設休止・再開届によってしなければならない。

3 法第9条第1項の規定によるオンライン診療受診施設の廃止の届出は、別記第9号様式の3のオンライン診療受診施設廃止届によってしなければならない。

第11条の見出し中「開設者」の次に「又は設置者」を加え、「失踪」を「失踪」に改め、同条中「失踪」を「失踪」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出は、別記第10号様式の2のオンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届によってしなければならない。

第21条、第25条及び第26条第2項から第4項までの規定中「診療用放射性同位元素又は」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は」に改める。

第36条中「若しくは所在地」の次に「、オンライン診療受診施設の設置の場所」を加える。

第37条第6号中「第8条」を「第8条第1項」に、「開設」を「開設又は同条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置」に改め、同条第22号中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

別記第4号様式備考(3)の事項中「又は管理者」を「、管理者の変更又はオンライン診療を行う者」に改める。

別記第5号様式の5の事項中

氏 名	担当診療科目	診療に従事している日(曜)	診療時間	医籍(歯科医籍)登録		備 考
				番 号	年月日	

を

氏 名	担当診療科目	診 療 日 (曜日)	診 療 時 間	医籍(歯科医籍)登録		オンライン診療を行う者	備 考
				番 号	年月日		

に改める。

別記第6号様式の16の事項中

氏 名	担当診療科目	診療に従事している診療日(曜日)	診療時間	医籍(歯科医籍)登録		備 考
				番 号	年月日	

を

氏名	担当診療科目	診療日 (曜日)	診療時間	医籍(歯科医籍)登録		オンライン診療を行う者	備考
				番号	年月日		

に改める。

別記第7号様式の次に次の2様式を加える。

別記第7号様式の2 (第7条関係)

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

保健所長 様

住所 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

設置者

氏名 (法人であるときは、名称及び代表者氏名)

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、届け出ます。

施設の名称	
設置の場所	〒 電話番号
敷地の面積及び平面図 (別添資料として書類添付した場合は記載不要)	
建物の構造概要及び平面図 (別添資料として書類添付した場合は記載不要)	

(法人の場合) 定款、寄附行為又は条例	
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号
設置年月日	

備考

オンライン診療受診施設として車両を届け出る場合には、それぞれの欄は以下のとおりとする。

- 「設置の場所」の欄には、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は、巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- 「敷地の面積及び平面図」の欄には、記載が不要であること。
- 「建物の構造概要及び平面図」の欄には、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

別記第7号様式の3 (第8条関係)

オンライン診療受診施設変更届

年 月 日

保健所長 様

住所 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

設置者

氏名 (法人であるときは、名称及び代表者氏名)

次のとおりオンライン診療受診施設の届出事項の一部を変更したので、届け出ます。

記

- 施設の名称
- 設置の場所 〒
電話番号
- 届出年月日
- 変更した理由
- 変更した事項
 - 従来の届出の内容

(2) 変更した内容

6 変更年月日

備考

- 1 変更前の状況と変更後の状況を明示した縮尺100分の1以上の平面図をそれぞれ添付すること。
- 2 オンライン診療受診施設として車両を届け出ており、「設置の場所」を変更する場合は、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、「車両」を変更する場合は、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

別記第9号様式の2 (第10条関係)

オンライン診療受診施設休止・再開届

年 月 日

保健所長 様

住所 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)
設置者
氏名 (法人であるときは、名称及び代表者氏名)

次のとおりオンライン診療受診施設を 休止 ・ 再開 したので、届け出ます。

施設の名称	
設置の場所	〒 電話番号
休止又は再開の年月日	
休止の場合	再開予定年月日
	理由

別記第9号様式の3 (第10条関係)

オンライン診療受診施設廃止届

年 月 日

保健所長 様

住所 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)
設置者
氏名 (法人であるときは、名称及び代表者氏名)

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので、届け出ます。

施設の名称	
設置の場所	〒 電話番号
廃止年月日	
廃止の理由	

別記第10号様式中「失踪」を「失踪」に改める。

別記第10号様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式の2 (第11条関係)

オンライン診療受診施設設置者死亡(失踪)届

年 月 日

保健所長 様

届出義務者 住所
電話番号
開設者との続柄
氏名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が死亡した(失踪の宣告を受けた)ので、届け出ます。

設置者	住所	
-----	----	--

氏名	
オンライン診療受診施設の名称	
設置の場所	
死亡・失踪の宣告年月日	

別記第19号様式別紙1中

- エックス線診療室 手術室 病室 ICU等
- 在宅 検診車
- 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
- 診療用放射線照射装置使用室
- 診療用放射線照射器具使用室
- 診療用放射性同位元素使用室
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

を

- エックス線診療室 手術室 病室 ICU等
- 在宅 検診車
- 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
- 診療用放射線照射装置使用室
- 診療用放射線照射器具使用室
- 診療用放射性同位元素使用器具使用室
- 診療用放射性同位元素使用室
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

に改める。

「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届

別記第20号様式中

- 診療用高エネルギー放射線発生装置
- 診療用粒子線照射装置
- 診療用放射線照射装置
- 診療用放射線照射器具
- 放射性同位元素装備診療機器
- 診療用放射性同位元素
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

を

「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届

- 診療用高エネルギー放射線発生装置
- 診療用粒子線照射装置
- 診療用放射線照射装置
- 診療用放射線照射器具

に改め、「放射性同位元素装備診療機

- 放射性同位元素装備診療機器
- 診療用放射性同位元素使用器具
- 診療用放射性同位元素
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

器、」の次に「診療用放射性同位元素使用器具、」を、「第27条の2、」の次に「第27条の3、」を加え、同様式別紙その2中

- 診療用放射線照射装置使用室
- 放射線治療病室
- 診療用放射性同位元素使用室
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
- エックス線診療室（室名）

を

- 診療用放射線照射装置使用室
- 放射線治療病室
- 診療用放射性同位元素使用器具使用室
- 診療用放射性同位元素使用室
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
- エックス線診療室（室名）

に改め、同様式別紙その3中

- 診療用放射線照射器具使用室
- 放射線治療病室
- 診療用放射線照射装置使用室（RALS用）
- 診療用放射性同位元素使用室
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
- エックス線診療室（室名）
- 手術室 ICU CCU

を

- 診療用放射線照射器具使用室
- 放射線治療病室
- 診療用放射線照射装置使用室（RALS用）
- 診療用放射性同位元素使用器具使用室
- 診療用放射性同位元素使用室
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
- エックス線診療室（室名）
- 手術室 ICU CCU

に改め、「診療用放射線照射装置使用室、」

の次に「診療用放射性同位元素使用器具使用室、」を加え、同様式末尾欄外注意事項5の事項中「診療用放射線照射装置使用室、」の次に「診療用放射性同位元素使用器具使用室、」を加え、同様式別紙その5中「（診療用放射性同位元素・）」を「（診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・）」に、

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	放射性同位元素の種類	核種	
	化学形態	化学形態	
	年間使用予定数量 (MBq)		
	3月間最大使用予定数量 (MBq)		
	1日最大使用予定数量 (MBq)		
	最大貯蔵予定数量 (MBq)		
	使用区分	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品 <input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 特定臨床研究 <input type="checkbox"/> 再生医療等 <input type="checkbox"/> 先進医療 <input type="checkbox"/> 患者申出療養 <input type="checkbox"/> 院内製造	
使用場所	<input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素使用室 <input type="checkbox"/> 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 <input type="checkbox"/> 放射線治療病室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> ICU <input type="checkbox"/> CCU		

を

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	放射性同位元素の種類	核種	
	化学形態	化学形態	
	年間使用予定数量 (MBq)		
	3月間最大使用予定数量 (MBq)		
	1日最大使用予定数量 (MBq)		
	最大貯蔵予定数量 (MBq)		
	使用区分	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品 <input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 特定臨床研究 <input type="checkbox"/> 再生医療等 <input type="checkbox"/> 先進医療 <input type="checkbox"/> 患者申出療養 <input type="checkbox"/> 院内製造	
使用場所	<input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素使用器具使用室 <input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素使用室 <input type="checkbox"/> 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 <input type="checkbox"/> 放射線治療病室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> ICU <input type="checkbox"/> CCU		

に、

診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止を、診療用放射性同位元素使用室、診療用放射性同位元素使用に、

止に関する構造設備及び予防措置の概要

室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

貯蔵方法	貯蔵室・貯蔵箱・貯蔵容器	を
外部と区画された構造	有・無	

貯蔵方法	貯蔵室・貯蔵箱・貯蔵容器	に、
貯蔵室又は貯蔵箱の場所	別添図面のとおり	
外部と区画された構造	有・無	

「診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室」を「診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室」に、「診療用放射性同位元素又は」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は」に改め、同様式末尾欄外注意事項1の事項及び5の事項中「診療用放射性同位元素又は」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は」に、同注意事項6の事項中「診療用放射性同位元素の」を「診療用放射性同位元素使用器具及び診療用放射性同位元素の」に改める。

「診療用放射線照射器具等翌年使用予定届
別記第24号様式中
「診療用放射線照射器具」を
「診療用放射性同位元素」
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」」

「診療用放射線照射器具等翌年使用予定届

「診療用放射線照射器具」に改め、「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」の次に

「医療法施行規則第27条の3第2項の規定により診療用放射性同位元素使用器具、」を加え、

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療	放射性同位元素の種類	核種	
	化学形態	化学形態	

用放射性同位元素に関する事項	形	状
	年間使用予定数量 (MBq)	

を

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	放射性同位元素の種類	核種
		化学形等
	形	状
		年間使用予定数量 (MBq)

に改める。

「診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

別記第26号様式中

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用粒子線照射装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

を

「診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用粒子線照射装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

器、」の次に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加える。

「診療用放射性同位元素等廃止届

別記第27号様式の2中 「診療用放射性同位元素」を
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

「診療用放射性同位元素等廃止届

「診療用放射性同位元素使用器具」に、「診療用放射性同位元素又は陽電子断層

「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

撮影診療用放射性同位元素を」を「診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を」に、

廃止した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出の概要	放射性同位元素の種類	核種
		化学形等
	形	状
		年間使用予定数量 (MBq)
	3月間最大使用予定数量 (MBq)	
	1日最大使用予定数量 (MBq)	
最大貯蔵予定数量 (MBq)		

を

廃止した診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出の概要	放射性同位元素の種類	核種
		化学形等
	形	状
		年間使用予定数量 (MBq)
	3月間最大使用予定数量 (MBq)	
	1日最大使用予定数量 (MBq)	
最大貯蔵予定数量 (MBq)		

に改める。

「診療用放射性同位元素等廃止後の措置届

別記第28号様式中 「診療用放射性同位元素」を
「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」

「診療用放射性同位元素等廃止後の措置届

「診療用放射性同位元素使用器具」に、「診療用放射性同位元素又は」を「診療用放射性同位元素」

用放射性同位元使用器具、診療用放射性同位元素又は」に、「放射性同位元素に」を「放射性同位元素使用器具又は放射性同位元素に」に改め、同様式末尾欄外注意事項2の事項、3の事項及び5の事項中「放射性同位元素」を「診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素」に改める。

別記第35号様式の2注意事項2の事項中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
-